

## 白山市女性人材リスト登録事業実施要領

### 1 目的

政策及び方針決定の場への参画をはじめあらゆる場への女性の登用を促進するため、様々な分野にわたる人材を「白山市女性人材リスト」(以下「リスト」という。)に登録し、女性の人材の情報提供を行うことにより、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、白山市(以下「市」という。)とする。

### 3 登録対象者

リストに登録できる者は、20歳以上の女性で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 白山市内に居住若しくは勤務し、又は市内で社会活動を継続的に行っている者

(2) 次のいずれかの分野で活躍している者若しくは関心のある者、または専門知識や技能等を有している者。

- ア 法律・政治・行政
- イ 保健・医療・福祉
- ウ 教育・子育て
- エ 環境・災害救援・地域安全
- オ 土木・建築・まちづくり
- カ 商工・労働・農林水産
- キ 観光・地域振興・国際交流
- ク 文化・芸術・スポーツ
- ケ 人権・男女共同参画
- コ その他市が必要と認めたもの

### 4 登録方法

(1) リストに登録しようとする者は、「白山市女性人材リスト登録票(別記様式)」を市に提出するものとする。

(2) 広い分野から人材を起用することを基本とし、自薦及び他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は本人の承諾を得なければならない。

## 5 リストの活用

リストの活用は次の各号による。

- (1) 市において、各種審議会委員等の委員の人選にあたり、情報を必要とするとき。
- (2) 市において、諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。
- (3) その他、市が必要と認めたとき。

## 6 情報の管理

リストに登録した情報の管理は、次の各号による。

- (1) リストに登録した個人情報、白山市個人情報保護条例の規定に基づき管理する。
- (2) リスト内容の更新は、変更が確認された時点で随時行うが、全登録者は、毎年度更新を行うものとする。

## 7 不適格者の取扱い

次の各号に該当する者はリストから外す。

- (1) リストから登録の抹消を申し出た者
- (2) リストに登録されていることを営利目的や政治、宗教活動に利用しようとする者
- (3) その他、市が登録者としてふさわしくないと認めた者。

## 附則

この要領は、平成21年10月2日から施行する。